リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和5年9月末現在

1．基金の概要

基金（事業）の名称	先端設備等導入促進補償制度推進基金 （リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業）
法人名	一般社団法人低炭素投資促進機構
基金額（国庫補助金相当額）	4，999百万円（4，999百万円）
基金事業の目的	企業の財務負担が少ないリース手法を用いて、企業に質の高い最先端設備の導入を促進することを目的とし、リース業を営む事業者（「リース事業者」）がリース期間満了後、リース物件を売却した際の損失の1／2をリース物件の購入価額の5%を上限に補填する制度。企業の財務負担が少ないリース手法の活用を促す本制度を導入することで、市場や需要の拡大のペースを見極めることが難しい先端設備への大胆な投資を促す。
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度とは、民間事業者がリース手法を活用して先端設備を導入しようとする場合、リース事業者と基金設置法人が「先端設備等導入支援契約」を締結することで、リース期間満了後の当該物件の売却に係る損失を軽減するもの。基金の構成はリース期間満了時において、リース事業者がリース対象物件を売却した際に見積残存価額を下回る金額でしか処分できなかった場合に、その下回った金額の一部を補填するための損失補填費と、業務管理にかかる事務費となっている。
基金事業を終了する時期	【新規申請受付の終了時期】 平成28年3月31日 2016/3/31（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」等に基づく指導監督に加え、平成28年度の「秋のレビュー」の取りまとめを踏まえた再点検を実施し、基金規模の妥当性や基金事業での実施の妥当性等について検討を行い、新規受付終了時期を1年間延長した。） 【基金事業の終了予定時期】本事業は、リース事業者が検収を行うことで、リース開始日が決定し、事業の終了時期が確定する。2016年3月31日までの間に支援契約を締結したリース契約が対象となり、既に新規募集は終了している。後年事務も含めると2034年までに本事業が終了する予定である。
次回の見直し時期	ー
基金事業の目標	ー

2．見直し結果

項目		講ずる措置
実施した見直しの概要 （平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））		「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」等に基づく指導監督に加え、平成28年度の「秋のレビュー」の取りまとめを踏まえた再点検を実施し、基金規模の妥当性や基金事業での実施の妥当性等について昨年度検討を行い、新規受付終了時期を1年間延長した。
目標達成の評価		本基金事業では、平成27年度末に新規の先端設備等導入支援契約の募集は終了しているが、補償支援契約額は累計2,000億円となり先端設備の投資を促してきた。
基金の保有割合		0.77
	基金の保有割合の算出	【算出根拠】 ■計算式 保有割合（0.77） ＝①4,695,484,145円÷（②6,045,588,646円＋③78,000,000円＋④9,468,122円－⑤0円－⑥2,941,741円） ■各項の内容 ①令和4年度末基金残高②最大損失補填額③管理費見込額④補償料（純収入扱いできないもの（未終了分））⑤運用収入見込額⑥補償料（純収入できるもの（終了分）） 【算出根拠に用いた事業見込の考え方】 ■計算式 ②最大損失補填額（6,045,588,646円） ＝（A）120,911,772,929円×（B)5% ③管理費見込額（78,000,000円） ＝（C）78,000,000円 ④補償料（純収入扱いできないもの（未終了分））（9,468,122円） ＝（D）9,468,122円 ⑥補償料（純収入扱いできるもの（終了分））（2,941,741円） ＝（E）2,941,741円 ※端数処理の影響により計算式どおりの合計とならないことがある。 ■各項の内容 (A)令和4年度末累計損失補填対象取得価額 (B)補償金支払上限割合 (C)令和5年度以降の基金設置法人管理費 (D)リース契約期間中の支援契約に係る補償料 (E)リース契約期間が満了した支援契約に係る補償料 ■事業見込に用いた指標の積算根拠 (A)当初の取得価額2,000億円からﾘｰｽｱｯﾌﾟ分及び不締結分等を差し引いた金額 (B)リース期間満了時にリース物件を売却した際の損失の1/2をリース物件の購入価格の5%を上限に補填する制度であり、リース物件の取得価額の5%が最大補填割合 (C)令和5年度～令和15年度の基金設置法人管理費見込額 (D)補償料のうちリース契約期間中の支援契約に係るもの (E)補償料のうちリース契約期間が満了した支援契約に係るもの

使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無
その他		

3．運用方法

科目		当該運用資産を選択している理由	金額（単位：百万円）
預貯金		資金の安全性と流動性が確保されるため。	4,691
短期・長期信託			
有価証券			
	国債		
	政保債、地方債		
	その他社債等		

4．執行状況

（単位：百万円）

			令和4年度	令和5年度見込み
収入	国費	運用収入	－	－
		補償料収入	5	－
	国費以外	出資等	－	－
		運用収入	－	－
		その他	－	－
	前年度繰り越し		4,700	4,695
	（マイナス）返納額		－	－
	合計（a）		4,704	4,695
支出（事業費等）	支払補償金		－	572
	管理費（※3）		9	9
	合計（b）		9	581
基金残高（a−b）			4,695	4,115
出資残高			－	－
貸付残高			－	－
債務保証残高			－	－

＜交付額等＞

	25年度	26年度	27年度
契約件数	11	238	336
契約金額（百万円）	1,400	63,865	134,735

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第14条第3号に該当する融資等業務をいう。
※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日　行政改革推進本部)
※3支出先は当法人及び事務局